筑大産学 第 13-2 号 平成 25 年 4 月 19 日

理事・副学長 監事 各系長 附属図書館長 附属病院長 附属学校教育局教育長 各附属学校長 本部各部長 各室長 各エリア支援室長 社会人大学院等支援室長 産学リエゾン共同研究センター長

> 学 長 永 田 恭 介 (公印省略)

平成24年度における利益相反規則に基づく個人的利益の報告について(通知)

標記のことについて、職員等(役員及び職員をいう。以下同じ。)は、利益相反規則(平成17年度法人規則第50号)第5条に基づき、産学官連携活動に係る一定の個人的な利益を受けた場合は、所定の自己申告書により所属長を経由して学長に報告することとなっております。

ついては、貴所属職員にこのことを周知するとともに、平成24年度において別紙の条件に該当する産学官連携活動に係る個人的な利益を受けた職員等については、各部局においてとりまとめの上、別記様式(自己申告書)により下記のとおり提出願います。

なお、今回は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までが報告の対象となる ものです。

記

1. 提出期限: 平成25年5月31日(金)

2. 提出先 : 研究推進部產学連携課 (ILC 支援·利益相反)

問い合わせ先:研究推進部産学連携課(ILC支援・利益相反)

阿久津(2905) E-mail:ilc@ilc.tsukuba.ac.jp

○産学官連携活動に係る個人的な利益に関する報告義務の及ぶ範囲について

(1)のいずれかに該当する企業等から、(2)のいずれかに該当する産学官連携活動に係る個人的な利益を受けたとき(当該職員等の配偶者及び生計を一にする二親等内の親族が個人的な利益を受けたときを含む。)

(1) 企業等

- ア 法人の研究成果の移転を受けている企業等(当該年度前に移転を受けた企業等を含む。)
- イ 法人に対し受託研究を委託し、法人と共同研究を行い、法人から技術指導を受け、 又は法人に対して奨学寄附金を贈与し、その他法人が行う産学官連携活動に関して法 人と契約関係にある企業等(当該年度前にこれらの関係があった企業等を含む。)
- ウ 法人に対し製品又は役務を提供している企業等(当該年度前に提供した企業等を含む。)

(2) 産学官連携活動に係る個人的な利益

- ア 兼業に係る報酬又は研究成果の実施料収入若しくは売却による収入(企業等から得たこれらの個人的な利益が合計 100 万円以上であるときに限る。単一の企業等の場合のみならず複数の企業等から個人的な利益を得た結果、同一の年度内にこれらの企業等から得た利益の合計が 100 万円以上である場合を含む。)」
- イ 株式等 (株式が未公開か公開かを問わない。ただし、公開株式にあっては、発行済 み株式総数の5%以上に相当する場合に限る。また、新株予約権、合同・合名・合資 会社を包含する持分会社の持分等を含む。なお、当該年度前に取得した株式等を含む。)

※平成24年4月から、利益相反の報告義務の対象となる特定の金銭的利益にこれまでの 企業等の未公開株式に、公開株式(発行済み株式総数の5%以上に相当する場合に限る。) もその報告義務の対象に加えることとしました。(下線部分)